

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

西之表市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 西之表市地域

(1) 現況

本市は、種子島の北部に位置し、東西 8.2 km、南北 25.2 km に広がり、西方 12 km の海上に浮かぶ馬毛島 8.2 km² を含め、総面積は 205.66 km² である。うち耕地面積は、田が約 791ha、畑が約 3,216ha（平成 25 年度）となっている。気候は、平均気温 19.8℃ と温かく、年間降水量は約 2,300 mm で、温帯気候に近い亜熱帯性気候である。

農業生産活動は、肥沃な土壌を活かし、全国的にも人気の高い安納芋をはじめ、さとうきびを中心に野菜や畜産等を組み合わせた複合経営が盛んである。農村地域における農業は、単なる産業のひとつにとどまらず、地域社会と密接に結びついており、伝統文化の伝承や景観形成などにおいて大きな役割を担っている。

しかしながら、高齢化・過疎化の進行に伴う集落機能の低下や有害鳥獣による農産物被害が深刻化しており、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加など、農業振興の大きな妨げとなっている。

本市の農業振興を図るためには、地域共同活動を推進し、農業用施設等を適切に保管理するとともに、環境と調和した農業の推進に取り組む必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本市では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、地球温暖化防止や生物多様性保全の取組を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
西之表市区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

(1) 推進組織への参画

基本方針に定める、県及び市町村、農業団体等の多様な主体が参画して、地域の実情を踏まえた支援を行う推進組織に参画する。